

追加議案目次

議案第164号	佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第165号	佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
議案第166号	佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第167号	佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第168号	佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	33
議案第169号	佐渡市本庁舎建設に関する住民投票条例の制定について	39
議案第170号	旧佐渡会館解体工事請負契約の締結について	46
議案第171号	両津支所解体工事請負契約の締結について	47
議案第172号	平成28年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）について	48
議案第173号	平成28年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	48
議案第174号	平成28年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	48
議案第175号	平成28年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）について	48
議案第176号	平成28年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第3号）について	48

議案第177号	平成28年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）について	48
議案第178号	平成28年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）について	48
議案第179号	平成28年度佐渡市病院事業会計補正予算（第3号）について	48
議案第180号	平成28年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）について	48

議案第164号

佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年12月12日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年佐渡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100分の157.5」を「100分の167.5」に改める。

第 2 条 佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100分の147.5」を「100分の152.5」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成29年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、平成28年12月 1 日から適用する。

議案第165号

佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年12月12日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 佐渡市特別職の職員の給与に関する条例（平成16年佐渡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の160」を「100分の170」に改める。

第2条 佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

附 則

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の規定は、平成28年12月1日から適用する。

議案第166号

佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年12月12日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

第1条 佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成16年佐渡市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条及び附則第3項の規定は平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、平成28年12月1日から適用する。
(佐渡市教育長の給与に関する条例の一部改正)
- 3 佐渡市教育長の給与に関する条例(平成27年佐渡市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の165」を「100分の170」に改める。

議案第167号

佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年12月12日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 佐渡市職員の給与に関する条例（平成16年佐渡市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「規定により職員」を「規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）」に、「同項前段」を「前項前段」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員の第4項に規定する昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

第9条の2第1項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「41万3,300円」を「41万3,800円」に改める。

第16条の8第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600

7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800
8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000
9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100
10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300
11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400
12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600
13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500
14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500
15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600
16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600
17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400
18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400
19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800

37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500

67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500	
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800	
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000	
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200	
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500	
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800	
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000	
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200	
94		294,000	341,800			
95		294,400	342,300			
96		294,800	342,700			

97	295,000	342,800		
98	295,300	343,300		
99	295,700	343,700		
100	296,100	344,000		
101	296,300	344,300		
102	296,600	344,700		
103	297,000	345,100		
104	297,300	345,500		
105	297,500	346,000		
106	297,800	346,400		
107	298,200	346,800		
108	298,500	347,200		
109	298,700	347,700		
110	299,100	348,100		
111	299,500	348,400		
112	299,800	348,700		
113	299,900	349,200		
114	300,200			
115	300,500			
116	300,900			
117	301,100			
118	301,300			
119	301,600			
120	301,900			
121	302,300			
122	302,500			
123	302,800			
124	303,100			
125	303,400			

再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

ただし、第20条に規定する職員を除く。

別表第2 公安職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	164,900	180,600	207,100	247,100	290,800	317,300
	2	166,600	182,400	209,100	248,900	292,800	319,500
	3	168,400	184,200	211,100	250,700	294,900	321,800
	4	170,100	186,000	213,100	252,500	297,200	323,900
	5	171,600	187,900	215,100	254,200	299,000	326,200
	6	173,500	190,200	217,100	256,000	301,200	328,400
	7	175,300	192,500	219,100	257,600	303,300	330,700
	8	177,200	194,800	221,000	259,300	305,500	332,900
	9	178,900	197,000	223,100	260,700	307,500	334,800
	10	180,600	199,600	224,900	262,300	309,700	337,100
	11	182,300	202,100	226,700	263,600	312,000	339,300
	12	184,000	204,600	228,500	264,900	314,100	341,600
	13	185,900	206,900	230,400	266,500	316,200	343,600
	14	188,000	208,700	232,300	267,900	318,500	345,700
	15	190,100	210,500	234,200	269,000	320,700	347,900
	16	192,200	212,300	236,100	270,300	322,900	350,000
	17	194,400	214,200	237,700	271,300	324,800	352,200
	18	196,800	216,100	239,500	272,700	327,100	354,200
	19	199,200	218,000	241,300	274,100	329,200	356,300
	20	201,600	219,800	243,100	275,500	331,500	358,400

21	204,100	221,500	244,700	276,800	333,500	360,300
22	205,900	223,300	246,100	278,200	335,500	362,300
23	207,700	225,100	247,300	279,500	337,600	364,300
24	209,500	226,900	248,600	281,000	339,600	366,400
25	211,400	228,600	249,900	282,200	341,600	368,200
26	213,200	230,300	251,200	284,100	343,700	370,200
27	215,000	232,000	252,500	286,100	345,700	372,200
28	216,700	233,700	253,700	288,100	347,700	374,200
29	218,600	235,100	254,900	290,000	349,700	376,100
30	220,400	236,900	256,000	292,000	351,800	378,200
31	222,200	238,700	257,300	293,800	353,800	380,300
32	224,000	240,500	258,400	295,700	355,900	382,300
33	225,700	241,900	259,100	297,500	357,500	384,200
34	227,400	243,400	260,300	299,300	359,500	386,300
35	229,100	244,700	261,400	301,200	361,400	388,400
36	230,800	246,100	262,600	303,000	363,500	390,300
37	232,200	247,400	263,500	304,800	365,400	392,000
38	234,000	248,700	264,700	306,700	367,500	393,500
39	235,800	249,900	265,700	308,600	369,500	394,800
40	237,600	251,100	266,700	310,300	371,500	396,200
41	239,000	252,300	267,900	312,200	373,500	397,400
42	240,400	253,500	269,300	314,000	375,600	398,500
43	241,700	254,600	270,600	315,900	377,700	399,500
44	242,900	255,700	271,800	317,800	379,700	400,500
45	244,200	256,600	272,900	319,500	381,400	401,700
46	245,300	257,700	274,400	321,400	383,100	402,900
47	246,300	258,800	275,900	323,300	384,700	404,000
48	247,200	260,000	277,500	325,100	386,400	405,200
49	248,100	260,900	279,300	326,700	387,800	406,500
50	249,200	262,100	281,000	328,300	388,800	407,300

51	250,400	263,100	282,700	329,800	389,800	408,100
52	251,500	264,200	284,200	331,500	390,800	408,800
53	252,300	265,400	285,700	333,100	392,100	409,300
54	253,500	266,400	287,500	334,800	393,200	410,000
55	254,400	267,800	289,200	336,600	394,300	410,700
56	255,600	269,000	290,900	338,400	395,500	411,300
57	256,600	270,000	292,500	339,500	396,800	412,000
58	257,600	271,600	294,200	341,200	397,600	412,400
59	258,400	273,000	296,000	342,800	398,400	413,000
60	259,400	274,600	297,800	344,400	399,100	413,600
61	260,500	276,200	299,200	346,000	399,600	414,000
62	261,500	277,800	301,000	347,700	400,300	414,600
63	262,600	279,400	302,800	349,400	401,000	415,100
64	263,500	280,900	304,500	351,100	401,700	415,600
65	264,600	282,400	306,000	352,700	402,000	416,100
66	265,800	283,800	307,700	354,300	402,700	416,700
67	267,000	285,300	309,200	355,900	403,400	417,100
68	268,300	286,700	310,900	357,500	404,000	417,600
69	269,500	288,300	312,400	358,700	404,400	418,000
70	270,900	289,800	313,800	360,100	404,900	418,300
71	272,300	291,400	315,300	361,400	405,500	418,600
72	273,600	293,000	316,800	362,800	406,000	418,900
73	274,900	294,200	317,700	364,000	406,500	419,200
74	276,300	295,600	319,300	365,200	406,900	419,500
75	277,700	297,100	320,800	366,500	407,400	419,800
76	278,900	298,600	322,500	367,800	407,900	420,100
77	280,100	299,700	324,300	369,100	408,400	420,300
78	281,300	301,200	326,000	370,300	408,900	420,600
79	282,500	302,500	327,600	371,500	409,500	420,900
80	283,600	304,000	329,200	372,700	410,000	421,200

81	284,700	305,400	330,900	373,900	410,400	421,400
82	285,900	306,800	332,600	375,100	411,000	421,700
83	287,200	308,100	334,200	376,200	411,500	422,000
84	288,500	309,500	335,900	377,400	411,700	422,200
85	289,700	310,600	337,300	378,500	412,000	422,400
86	290,900	312,100	338,800	379,100	412,500	422,700
87	292,000	313,400	340,300	379,600	412,800	423,000
88	293,200	314,900	341,800	380,200	413,100	423,200
89	294,300	316,400	343,100	380,800	413,400	423,400
90	295,500	317,900	344,300	381,400	413,800	423,700
91	296,600	319,300	345,600	382,000	414,200	424,000
92	297,800	320,800	346,900	382,600	414,600	424,200
93	298,500	322,100	348,300	382,900	414,900	424,400
94	299,800	323,400	349,800	383,400		
95	300,900	324,800	351,300	384,000		
96	302,200	326,100	352,800	384,500		
97	303,300	327,300	354,100	384,900		
98	304,500	328,600	355,300	385,300		
99	305,700	329,900	356,400	385,900		
100	306,900	331,200	357,600	386,400		
101	308,100	332,600	358,700	386,800		
102	309,100	333,500	359,800	387,300		
103	310,200	334,600	360,900	387,900		
104	311,200	335,800	362,100	388,400		
105	312,000	336,900	363,300	388,700		
106	312,600	338,000	363,800	389,100		
107	313,200	339,000	364,400	389,600		
108	313,900	340,100	365,000	389,900		
109	314,400	341,300	365,600	390,200		
110	314,900	342,300	366,100	390,700		

111	315,400	343,300	366,600	391,200
112	316,000	344,200	367,100	391,700
113	316,800	345,100	367,500	392,000
114	317,500	346,000	367,900	392,500
115	318,200	347,000	368,500	393,000
116	318,900	348,000	369,000	393,500
117	319,500	349,000	369,400	393,800
118	320,300	349,500	369,900	394,300
119	321,000	350,100	370,500	394,800
120	321,800	350,700	371,000	395,300
121	322,400	351,000	371,100	395,700
122	322,700	351,400	371,700	396,200
123	323,200	351,900	372,200	396,600
124	323,700	352,300	372,600	397,100
125	324,000	352,700	373,100	397,500
126		353,100	373,600	
127		353,600	374,100	
128		354,000	374,600	
129		354,400	374,900	
130		354,800	375,400	
131		355,200	375,900	
132		355,600	376,400	
133		355,800	376,700	
134		356,300	377,200	
135		356,700	377,600	
136		357,000	378,000	
137		357,300	378,300	
138		357,700	378,800	
139		358,200	379,300	
140		358,700	379,800	

	141		359,000	380,100			
	142		359,500				
	143		360,000				
	144		360,500				
	145		360,800				
再任用職員		240,700	252,400	256,500	287,800	304,300	318,400

備考 この表は、消防吏員に適用する。

別表第3 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	245,200	330,500	395,500	470,600
	2	247,700	333,500	398,400	472,900
	3	250,200	336,400	401,300	475,100
	4	252,700	339,400	404,100	477,400
	5	255,000	342,100	406,800	479,700
	6	258,800	345,400	409,500	481,900
	7	262,600	348,500	412,300	484,100
	8	266,400	351,600	415,000	486,300
	9	270,000	354,500	417,500	488,300
	10	274,000	357,400	420,200	490,400
	11	278,000	360,500	422,900	492,500
	12	282,000	363,700	425,600	494,600
	13	285,800	366,700	428,000	496,700
	14	289,800	370,300	430,500	498,800
	15	293,700	373,500	432,900	500,900

16	297,600	377,200	435,400	503,000
17	301,400	380,800	437,600	505,100
18	305,000	383,500	440,000	507,100
19	308,500	386,300	442,400	509,100
20	312,100	389,000	444,800	511,100
21	315,700	391,900	446,600	512,900
22	319,400	394,500	449,000	514,700
23	322,900	397,100	451,400	516,600
24	326,400	399,500	453,700	518,500
25	329,900	401,800	455,800	520,200
26	332,700	404,100	458,100	522,000
27	335,300	406,400	460,300	523,800
28	337,900	408,700	462,600	525,600
29	340,700	411,000	464,800	527,400
30	342,800	413,100	467,100	529,200
31	345,000	415,100	469,400	531,000
32	347,400	417,200	471,600	532,800
33	349,700	419,300	473,600	534,400
34	352,100	421,200	475,700	536,200
35	354,300	423,200	477,800	537,900
36	356,800	425,200	479,900	539,700
37	359,200	427,200	482,000	541,300
38	361,600	429,200	483,800	542,900
39	364,000	431,200	485,600	544,300
40	366,200	433,200	487,400	545,900
41	368,500	435,100	489,100	547,400
42	369,900	436,900	490,900	548,800
43	371,400	438,600	492,700	550,200
44	372,800	440,400	494,500	551,500
45	374,300	442,300	496,100	552,700

46	375,700	444,100	497,800	553,700
47	377,200	445,900	499,600	554,700
48	378,700	447,600	501,400	555,700
49	379,900	449,400	503,000	556,700
50	380,900	451,100	504,300	557,600
51	381,900	452,900	505,600	558,500
52	382,800	454,700	506,900	559,400
53	383,800	456,600	508,100	560,200
54	384,700	457,800	509,400	561,100
55	385,600	459,000	510,700	562,000
56	386,500	460,200	512,000	562,900
57	387,400	461,400	513,000	563,800
58	388,300	462,400	513,800	564,700
59	389,100	463,400	514,600	565,600
60	389,900	464,400	515,400	566,300
61	390,600	465,200	516,300	567,200
62	391,100	465,900	517,100	568,100
63	391,500	466,600	518,000	569,000
64	392,000	467,300	518,800	569,900
65	392,300	468,000	519,700	570,800
66		468,700	520,600	
67		469,400	521,300	
68		470,100	522,200	
69		470,500	523,100	
70		471,200	523,900	
71		471,900	524,800	
72		472,600	525,700	
73		473,000	526,500	
74		473,600	527,400	
75		474,300	528,300	

	76		475,000	529,000	
	77		475,400	529,800	
	78		476,000	530,700	
	79		476,600	531,600	
	80		477,100	532,500	
	81		477,700	533,300	
	82		478,200	534,200	
	83		478,700	535,100	
	84		479,200	536,000	
	85		479,600	536,800	
	86		480,200	537,700	
	87		480,600	538,600	
	88		481,100	539,500	
	89		481,600	540,300	
	90		482,200		
	91		482,800		
	92		483,200		
	93		483,700		
	94		484,300		
	95		484,900		
	96		485,500		
	97		486,000		
再任用 職員		295,400	337,800	392,200	465,200

備考 この表は、介護老人保健施設等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

再任		円	円	円	円	円	円
用職	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500
員以	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500
外の	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700
職員	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200
	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200
	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100
	19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100
	20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100
	21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900
	22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900
	23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000
	24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100
	25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500
	26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300
	27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100
	28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800
	29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600

30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100
31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700
32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400
33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700
34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000
35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300
36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500
37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600
38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800
39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900
40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000
41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800
42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600
43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400
44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200
45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600
46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200
47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700
48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100
49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500
50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800
51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100
52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400
53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700
54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000
55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300
56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600
57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900
58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200
59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500

60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900
61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100
62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400
63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700
64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000
65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200
66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100	
67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800	
68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400	
69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800	
70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300	
71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800	
72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300	
73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900	
74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400	
75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000	
76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600	
77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100	
78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600	
79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100	
80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600	
81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900	
82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400	
83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800	
84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200	
85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600	
86		288,700	324,600	345,500		
87		288,900	324,800	345,800		
88		289,100	325,200	346,100		
89		289,500	325,600	346,500		

90		289,700	326,000	346,800		
91		289,900	326,400	347,200		
92		290,100	326,800	347,500		
93		290,500	327,100	347,900		
94		290,700	327,300	348,200		
95		290,900	327,700	348,500		
96		291,200	328,000	348,800		
97		291,600	328,200	349,100		
98		291,900	328,500	349,500		
99		292,100	328,800	349,900		
100		292,400	329,100	350,300		
101		292,700	329,300	350,800		
102		292,900	329,600	351,200		
103		293,100	330,000	351,600		
104		293,400	330,200	352,000		
105		293,700	330,300	352,500		
106			330,600			
107			331,000			
108			331,200			
109			331,400			
110			331,800			
111			332,200			
112			332,600			
113			332,800			
再任用職員	187,900	214,500	242,700	256,100	281,300	322,000

備考 この表は、介護老人保健施設等に勤務する薬剤師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800
	2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000
	4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200
	5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300
	6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400
	7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600
	8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700
	9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300
	10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300
	11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200
	12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200
	13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200
	14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300
	15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400
	16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400
	17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400
	18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400
	19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500
	20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600
	21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300
	22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400
	23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500
	24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500
	25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500
26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100	

27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000
28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900
29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700
30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400
31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300
32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100
33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800
34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500
35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300
36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000
37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600
38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300
39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100
40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900
41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400
42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900
43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400
44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700
45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800
46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900
47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000
48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200
49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500
50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600
51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800
52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900
53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100
54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100
55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200
56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300

57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400
58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900
59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500
60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900
61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500
62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000
63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400
64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900
65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500
66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900
67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200
68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500
69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900
70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200	
71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900	
72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500	
73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200	
74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700	
75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300	
76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800	
77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200	
78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800	
79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300	
80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600	
81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900	
82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400	
83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800	
84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100	
85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400	
86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900	

87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400
88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800
89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100
90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500
91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000
92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400
93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800
94	280,900	314,200	347,600	365,600	
95	281,800	314,900	348,300	366,000	
96	282,800	315,500	348,900	366,300	
97	283,600	316,200	349,300	366,900	
98	284,400	316,500	349,700	367,400	
99	285,000	317,100	350,200	367,900	
100	285,900	317,800	350,600	368,400	
101	286,700	318,200	351,100	369,000	
102	287,500	318,800	351,500	369,500	
103	288,300	319,400	352,000	370,000	
104	289,100	320,000	352,400	370,400	
105	289,800	320,400	352,700	371,000	
106	290,300	320,900	353,200	371,500	
107	290,800	321,400	353,600	372,000	
108	291,300	321,900	353,900	372,500	
109	291,500	322,300	354,400	373,100	
110	291,800	322,700	354,900	373,500	
111	292,000	323,000	355,400	374,000	
112	292,400	323,300	355,900	374,500	
113	292,700	323,700	356,400	375,100	
114	292,900	324,100	356,900		
115	293,300	324,500	357,400		
116	293,600	324,800	357,800		

117	293,900	325,000	358,200			
118	294,200	325,300	358,600			
119	294,500	325,700	359,100			
120	294,900	325,900	359,600			
121	295,200	326,100	360,000			
122	295,600	326,400	360,500			
123	295,900	326,700	361,000			
124	296,300	327,000	361,500			
125	296,500	327,200	361,800			
126	296,700	327,500				
127	297,000	327,900				
128	297,400	328,100				
129	297,600	328,200				
130	297,900	328,500				
131	298,300	328,900				
132	298,700	329,100				
133	298,900	329,400				
134	299,200	329,800				
135	299,600	330,200				
136	299,900	330,600				
137	300,100	330,900				
138	300,400	331,300				
139	300,800	331,700				
140	301,100	332,100				
141	301,300	332,400				
142	301,700	332,800				
143	302,100	333,100				
144	302,400	333,500				
145	302,500	333,800				
146	302,800	334,200				

147	303,100	334,600					
148	303,500	335,000					
149	303,700	335,300					
150	303,900	335,700					
151	304,200	336,100					
152	304,500	336,500					
153	304,900	336,800					
154	305,100						
155	305,300						
156	305,600						
157	305,900						
158	306,200						
159	306,500						
160	306,800						
161	307,200						
162	307,500						
163	307,800						
164	308,100						
165	308,500						
166	308,800						
167	309,100						
168	309,400						
169	309,800						
再任用職員	234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400	

備考 この表は、介護老人保健施設等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 佐渡市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条の8第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に改め、同

項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 平成29年4月1日

(2) 第1条中佐渡市職員の給与に関する条例第4条第5項及び同条第6項の改正規定 平成30年4月1日

2 次に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条中佐渡市職員の給与に関する条例第9条の2第1項、同項第1号及び別表第1から別表第3までの改正規定 平成28年4月1日

(2) 第1条中佐渡市職員の給与に関する条例第16条の8第2項の改正規定 平成28年12月1日

(給与の内払)

3 この条例による改正後の佐渡市職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の給与条例」という。）の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の佐渡市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年佐渡市条例第3号。以下この項において「平成27年改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の給与条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第168号

佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年12月12日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年佐渡市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「その子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、同項第2号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加え、同条第2項中「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改め、「その子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を加える。

第8条の4第4項中「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改める。

第11条中「及び」の次に「介護時間並びに」を加える。

第15条第1項中「職員が」の次に「要介護者（」を、「支障があるもの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「介護をするため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の

各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、その期間の勤務しない1時間につき、給与条例第16条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

第17条（見出しを含む。）中「及び」の次に「介護時間並びに」を加える。

（佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 佐渡市職員の育児休業等に関する条例（平成16年佐渡市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号アの（イ）を次のように改める。

（イ） その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6箇月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第3号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「養育する子の1歳到達日」を「養育する子が1歳に達する日（以下、この号及び同条において「1歳到達日」という。）」に改める。

第2条の3を第2条の4とし、第2条の2第3号中「とき。 当該子

が1歳6箇月に達する日」を「とき 当該子の1歳6箇月到達日」に改め、同条を第2条の3とし、同条の前に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第10条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、

又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第10条第6号を同条第7号とし、同条第2号から同条第5号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第18条第2項中「勤務時間規則第11条第1項第8号の規定による特別休暇」を「労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2の規定による介護時間」に改め、「職員」の次に「(非常勤職員を除く。)」を加え、「当該特別休暇を承認されている」を「当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、同条第3項中「労働基準法第67条第1項の休暇を承認されている」を「育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない」に、「当該休暇を承認されている」を「当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第1条の規定による改正後の佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命権

者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以降の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

- 3 平成29年1月1日から同年3月31日までの間は、佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第1項及び第2項中「第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とし、佐渡市職員の育児休業等に関する条例第2条の2中「第6条の4第1号に規定する養育里親」とあるのは、「第6条の4第2項に規定する養育里親」とし、「同法第6条の4に規定する里親」とあるのは、「同法第6条の4第1項に規定する里親」とする。

議案第169号

佐渡市本庁舎建設に関する住民投票条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第3項の規定により、佐渡市本庁舎建設に関する住民投票条例の制定について、別紙のとおり意見を付けて議会に付議する。

平成28年12月12日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市本庁舎建設に関する住民投票条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の本庁舎（佐渡市役所の位置を定める条例（平成16年条例第1号）により定められた市役所の位置にある事務所をいう。以下同じ。）の建設について、住民の意思を確認することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「合併特例債」とは、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律（平成23年法律第102号）第2条の規定により期間延長された市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第11条の2第1項の規定による地方債をいう。

(住民投票)

第3条 第1条の目的を達成するため、次の各号の選択肢について、住民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

- (1) 合併特例債を財源とする本庁舎建設に賛成
- (2) 合併特例債を財源とする本庁舎建設に反対

2 住民投票は、住民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

(住民投票の執行)

第4条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を佐渡市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任することができる。

(住民投票の期日)

第5条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行の日から起算して30日を経過する日までの間において市長が定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により投票日を定めた場合において、前条第2項の規定により選挙管理委員会に事務を委任したときは、速やかに選挙管理委員会に通知しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日の7

日前までにこれを告示しなければならない。

(投票資格者)

第6条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 投票日において年齢満18歳以上の日本国籍を有する者
- (2) 前条第3項の規定による告示の日（以下「告示日」という。）の前日において、その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市（特別区を含む。）町村から本市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をした者については、当該届出をした日）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されている者（投票日（第9条第2項に規定する期日前投票にあっては、当該期日前投票を行う日。次項において同じ。）において本市に住所を有していない者を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、投票日において公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定により選挙権を有しないとされる者は、住民投票の投票の資格を有しない。

(投票資格者名簿の調製)

第7条 市長は、投票資格者の名簿（以下「投票資格者名簿」という。）を調製しなければならない。

(投票の方式)

第8条 住民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。

2 住民投票をしようとする投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票用紙の選択肢から1つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字投票をすることができる。

(投票所における投票)

第9条 投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

(無効投票)

第10条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の選択肢の欄のいずれにも記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの
- (6) 白紙投票

(情報の提供)

第11条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、投票資格者が判断し、意思を明確にするために必要な庁舎建設に関する情報を、公平かつ公正に提供するよう努めるものとする。

(投票の促進)

第12条 市長その他関係団体は、広報その他の手段により、投票資格者の投票を促すよう努めるものとする。

(投票運動)

第13条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫その他投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は住民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

2 前項の投票運動の期間は、投票日の前日までとする。

(投票及び開票)

第14条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項については、規則で定めるところによるもののほか、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の規定により行われる本市の議会の議員又は長の選挙の例による。

(投票結果の告示等)

第15条 市長は、住民投票の結果が確定したときは、速やかにこれを告示するとともに、市議会議長にその内容を通知しなければならない。

(投票結果の取扱い)

第16条 市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重する。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、投票日の翌日から起算して30日を経過した日にその効力を失う。

意 見

佐渡市本庁舎建設に関する住民投票条例案は、地方自治法第74条第1項の規定に基づき佐渡市本庁舎建設の賛否を問う住民投票条例の制定を求める直接請求によるもので、直接請求できる最少人数1,004名を超える2,476名の有効署名があり、真摯に受け止めております。

住民投票を行うにあたっては、相当な経費を市費から支弁し、市民の皆様は時間と労力をかけて投票をお願いすることになります。また、住民投票を実施した場合には、投票結果を尊重すべきものとされています。

新庁舎建設については、支所及び行政サービスセンターを含めた、佐渡市全体の庁舎整備について再検討した結果、今急いで新庁舎を建てるのではなく、可能な限り現在の本庁舎を活用することで、できるだけ借金を増やさず、将来的に、その時の実情に合わせた庁舎を計画するべきだと考えております。

現在整備中の支所及び行政サービスセンターは、サービス範囲の拡大に重点を置き、本庁舎整備の経費については子育て支援を含むソフト事業に充てたいと考えた結果、現在の本庁舎は65年を目標耐用年数とし、予防保全を実施することにより可能な限り活用する方針としたいと考えております。

また、現在の本庁舎の防災機能強化として、ライフラインの確保や、業務継続計画の策定、耐震性能の調査等を行い、必要があれば耐震強化をすることとして、市内10地区において住民説明会を実施して市民の皆様にご理解を求めてきたところです。

次に、本条例案についてであります。

- (1) 第3条では、住民投票は選択肢を設けて行う旨の規定となっており、「合併特例債を財源とする本庁舎建設に賛成」又は「反対」をもって、市民の意思を確認するものとしております。

しかしながら、本庁舎建設スケジュールについては、議会の定例会及び議員全員協議会において9月末に実施設計の着手が必要である旨説明させていただきました。その後工事の工期を精査しましたが、実

施設計及び確認申請に約6ヶ月、建設課の設計内容確認等に約1ヶ月、公告から入札、臨時議会開催までに約1.5ヶ月、建設工事期間を20ヶ月、各種検査に0.5ヶ月の合計29ヶ月間が必要となります。現時点において、住民投票を実施しても平成31年3月末の合併特例債期限内での本庁舎建設は不可能であります。また、このことについては市内10箇所で行った新庁舎建設計画見直しに係る住民説明会においても説明してきたところであります。

- (2) 住民投票を実施するにあたっては、3,078万円の経費が必要となり、無駄な税金の支出になると考えます。

以上のことから本条例案には、反対するものであります。議員各位におかれましては、本条例案について厳正なるご審議と賢明なるご判断をいただきますようお願い申し上げます。

平成28年12月12日

佐渡市長 三浦 基裕

議案第170号

旧佐渡会館解体工事請負契約の締結について

下記のとおり契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 旧佐渡会館解体工事 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 268,920,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 佐渡市相川大間町45番地
株式会社近藤組
代表取締役 近藤 光雄 |

平成28年12月12日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

議案第171号

両津支所解体工事請負契約の締結について

下記のとおり契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 両津支所解体工事 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 154,440,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 佐渡市両津夷351番地1
株式会社本間組佐渡支店
支店長 羽賀 岳明 |

平成28年12月12日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

- 議案第172号 平成28年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第173号 平成28年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に
ついて
（予算書別紙添付）
- 議案第174号 平成28年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
について
（予算書別紙添付）
- 議案第175号 平成28年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）につい
て
（予算書別紙添付）
- 議案第176号 平成28年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第3号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第177号 平成28年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）につい
て
（予算書別紙添付）
- 議案第178号 平成28年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）に
ついて
（予算書別紙添付）
- 議案第179号 平成28年度佐渡市病院事業会計補正予算（第3号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第180号 平成28年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）について
（予算書別紙添付）

議案第 172号

《平成28年度 佐渡市一般会計補正予算（第6号）概要》

1. 補正予算について

歳入

- ・ 国から交付内示を受けた地方創生推進交付金を計上

歳出

- ・ 住民投票に係る経費を計上
- ・ 新潟県人事委員会勧告等に伴う人件費の補正 を計上

2. 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	46,345,155
補正額	66,785
累計予算額	46,411,940

3. 財源内訳

（単位：千円）

地方交付税	44,690
国庫支出金	22,095

4. 補正項目

（単位：千円）

歳入

○地方創生推進交付金【総合政策課】

補正額： 22,095

（内容）

対象事業			（単位：千円）	
事業名	担当課	事業内容	事業費	交付金
”歴史と文化が薫る島佐渡”体験プロジェクト （横展開タイプ）	社会教育課 ・ 観光振興課	<p>【歴史・伝統文化資源の観光資源としての活用】 【歴史・伝統文化の体験型観光の促進】</p> <p>●佐渡市が誇る歴史・文化資源を単に「見物」だけにとどまらない「体験型」の観光資源として位置付け、佐渡博物館に移築されている古民家の修復を行うほか、地方創生加速化交付金事業で採択を受けた「佐渡冬紀行」と連携し、佐渡博物館体験をオプションプランに盛り込むなどの取組を行う。</p> <p>●体験・参加型の観光を促進するため、島内における体験・参加型イベントに対し、支援を行なう。</p> <p>●「能」、「狂言」、「人形芝居」等、伝統文化・芸能の保存に向け熱心に活動を行っている団体を支援する。</p>	44,190	22,095
合計			44,190	22,095

歳出

○住民投票経費

補正額： 30,780

(事業内容)

・佐渡市本庁舎建設に関する住民投票条例を施行した場合に執行する住民投票に係る経費を計上

電子計算費	1,093 千円
住民投票費	29,687 千円

○人件費

補正額： 36,005

(事業内容)

・一般会計分	29,019 千円
(特別職：長等 231 千円、議員 690 千円、一般職 28,098 千円)	
・特別会計への繰出	6,986 千円
(内訳：国民健康保険 332 千円、後期高齢者医療 201 千円、 介護保険 389 千円、下水道 457 千円、歌代の里 1,543 千円、 すこやか両津 4,064 千円)	

議案第 173号

《平成 28 年度 国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)概要》

1. 補正予算について

- ・新潟県人事委員会勧告に伴う人件費の増額計上

2. 予算規模	(単位：千円)
補正前の額	8,014,300
補正額	332
累計予算額	8,014,632

3. 財源内容 (単位：千円)

○繰入金の増額 332

4. 補正内容 (単位：千円)

○人件費の増額 332

議案第 174 号

《平成 28 年度 佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)概要》

1. 補正予算について

- ・新潟県人事委員会勧告に伴う人件費を増額計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	701,324
補正額	201
累計予算額	701,525

3. 主な財源内容

(単位：千円)

一般会計繰入金の増額	201
------------	-----

4. 主な補正内容

(単位：千円)

○総務費

・一般管理費(人件費)	201
-------------	-----

議案第 175号

《平成 28 年度 佐渡市介護保険特別会計補正予算(第 3 号)概要》

1. 補正予算について

- ・新潟県人事委員会勧告に伴う人件費の補正

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	8,807,994
補正額	389
累計予算額	8,808,383

3. 主な財源内容

(単位：千円)

一般会計繰入金の増額	389
------------	-----

4. 主な補正内容

(単位：千円)

○総務費

・総務管理費(人件費)	389
-------------	-----

議案第 176号

《平成28年度 佐渡市下水道特別会計補正予算（第3号）概要》

1. 補正予算について

- ・新潟県人事委員会勧告に伴う人件費の増額補正を計上

2. 予算規模	(単位：千円)
補正前の額	3,359,476
補正額	457
累計予算額	3,359,933

3. 主な財源内訳	(単位：千円)
一般会計繰入金	457

4. 主な補正内容	(単位：千円)
○人件費・下水道総務費	
・新潟県人事委員会勧告に伴う人件費の増額	278
○人件費・下水道建設費	
・新潟県人事委員会勧告に伴う人件費の増額	179

議案第 177号

≪平成 28 年度 佐渡市歌代の里特別会計補正予算(第 2号)概要≫

1. 補正予算について

- ・ 一般会計繰入金の補正
- ・ 新潟県人事委員会勧告に伴う人件費の補正

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	478,462
補正額	1,543
累計予算額	480,005

3. 主な財源内容

(単位：千円)

一般会計繰入金の増額 1,543

4. 主な補正内容

(単位：千円)

○特別養護老人ホーム費

・ 一般管理費（人件費） 1,543

議案第178号

《平成28年度 佐渡市すこやか両津特別会計補正予算(第2号)概要》

1. 補正予算について

- ・ 一般会計繰入金の補正
- ・ 新潟県人事委員会勧告・人事異動に伴う人件費の補正

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	584,146
補正額	4,064
累計予算額	588,210

3. 主な財源内容

(単位：千円)

一般会計繰入金の増額	4,064
------------	-------

4. 主な補正内容

(単位：千円)

○介護老人保健施設費

・ 一般管理費（人件費）	4,064
--------------	-------

議案第 179 号

《平成 28 年度 佐渡市病院事業会計補正予算（第 3 号） 概要》

【平成 28 年度補正予算（第 3 号）（病院事業全体）】

- ・新潟県人事委員会勧告に伴う人件費の補正を計上
- ・人事異動等に伴う人件費の補正を計上

収益的収支 (単位：千円)

	病院事業会計		
	既決予定額	補正 3 号	補正後
収入	2,153,028	0	2,153,028
支出	2,303,508	△1,451	2,302,057
収支	△150,480	1,451	△149,029

	両津病院			相川病院		
	既決予定額	補正 3 号	補正後	既決予定額	補正 3 号	補正後
収入	1,663,933	0	1,663,933	489,095	0	489,095
支出	1,731,858	△2,963	1,728,895	571,650	1,512	573,162
収支	△67,925	2,963	△64,962	△82,555	△1,512	△84,067

【平成 28 年度補正予算（第 3 号）（両津病院）】 補正額 △2,963 千円

[主な内容]

- ・新潟県人事委員会勧告に伴う人件費の増額補正
- ・人事異動等による 2 名の減。

【平成 28 年度補正予算（第 3 号）（相川病院）】 補正額 1,512 千円

[主な内容]

- ・新潟県人事委員会勧告に伴う人件費の増額補正

議案第 180号

《平成 28 年度 佐渡市水道事業会計補正予算（第 2 号）概要》

1. 補正予算について

- 収益的支出 ・ 営業費用の増額
- 資本的支出 ・ 建設改良費の増額

2. 予算規模

収益的収支 (単位：千円)

収入	補正前の額	2,462,762	支出	補正前の額	2,741,008
	補正額	0		補正額	605
	累計予算額	2,462,762		累計予算額	2,741,613

資本的収支 (単位：千円)

収入	補正前の額	2,018,300	支出	補正前の額	2,682,976
	補正額	0		補正額	112
	累計予算額	2,018,300		累計予算額	2,683,088

3. 主な財源内訳（資本的収支） (単位：千円)

・ 補てん財源（損益勘定留保資金）充当	112
---------------------	-----

4. 主な補正内容

収益的支出 (単位：千円)

営業費用	605
・ 原水及び浄水費：新潟県人事委員会勧告に伴う人件費の増額	43
・ 配水及び給水費：新潟県人事委員会勧告に伴う人件費の増額	137
・ 総係費：新潟県人事委員会勧告に伴う人件費の増額	425

資本的支出 (単位：千円)

建設改良費	112
・ 施設改良費：新潟県人事委員会勧告に伴う人件費の増額	112